

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた外来診療・検査にかかる
公費の取扱いについて

日ごろより、本府の保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
今般、オミクロン株の感染まん延を踏まえ、診療・検査医療機関等への受診に一定の時間を要する状況になっていることから、令和4年1月28日付け感企第4343号大阪府健康医療部保健医療室長通知により、診療・検査体制の重点化について別添のとおり周知したところです。

本対応により、同居家族等の陽性者と濃厚接触の可能性のある方について、医師の判断に基づき臨床症状のみで診断した疑似症患者の医療費についても、検査で陽性となり診断した患者（確定例）と同様の取扱いとなります。

つきましては、公費負担医療の取扱いについて、下記の内容をご了知の上、貴会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 医療費について

疑似症患者として診断後の療養期間中において、当該感染症の治療に必要と医師が判断した場合は、検査で陽性となった患者（確定例）と同様、医療費は公費対象となります。【保険者負担＋公費負担】

なお、以下の医療費は公費負担の対象外となります。

○疑似症患者の診断前における医療費【保険者負担＋自己負担】

○療養解除後の後遺症等治療にかかる医療費【保険者負担＋自己負担】

2. 外来診療における公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号について

療養期間中に外来診療を提供した場合において、診療報酬請求時に必要な公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号は、以下のとおりです。

○公費負担者番号：保健所から患者（疑似症患者を含む。）へ発行する医療費公費（外来診療公費）負担通知に記載しています。

※新型コロナウイルスの検査料及び検査判断料を請求する際の公費負担者番号（検査公費）とは異なります。

○公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

【例1】2月1日に受診し疑似症患者と診断。その後当日に、解熱剤を処方した場合。

⇒・初診料、院内トリージ料等（診断に関わらず請求するもの）：公費対象外

・処方料等（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象

（外来診療公費）

【例2】2月1日に疑似症患者と診断。2月3日に受診し解熱剤を処方した場合。

⇒再診料、院内トリージ料、処方料等：公費対象（外来診療公費）

【例3】2月1日に抗原定性検査を実施し陽性となり、患者（確定例）として診断。

その後当日に、解熱剤を処方した場合。

⇒・初診料、院内トリージ料等（診断に関わらず請求するもの）：公費対象外

・検査料、検査判断料：公費対象（検査公費）

・処方料等（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象

（外来診療公費）

例3の場合、2種類の公費負担者番号でそれぞれ請求する必要があります。

【参考】新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/coronairyouhi.html>

【連絡先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

感染症・検査グループ

TEL：06-4397-3204